

令和7年（行ウ）第64号 勤務条件に関する措置要求棄却判定取消請求事件

原告 伊藤 拓也

被告 川崎市

答 弁 書

令和7年11月21日

横浜地方裁判所第1民事部合議C2係 御 中

〒260-0013 千葉市中央区中央三丁目10番4号

マーキュリー千葉6階

伊藤綜合法律事務所（送達場所）

電 話 043-309-7257

FAX 043-309-7258

被告訴訟代理人弁護士 伊 藤 義



同 弁護士 橋 本 拓



同指定代理人 大 竹 保



同 鈴 木 雅



同 平 井 太



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

おって行う。

なお、第1回口頭弁論期日については出廷できないことから、本答弁書については陳述擬制とされたい。

以 上